

2013 年 06 月 03 日

「LT会」会報第 13-07 号(総 126 号)

上海 LT コンサルティンググループ

外国人の就労手続きに関する注意事項

外国人が中国で就労するには、人力資源と社会保障部の労働就業管理部門(以下「労働部門」という。)が発行する「外国人就業証」(以下「就業証」という。)と公安部の出入国管理部門(以下「入管部門」という。)が発行する「外国人居留許可」(以下「居留許可」という。)を取得しなければならない。

中国での就労を前提に中国に渡航する場合、まず就業地の労働部門において「外国人就業許可証書」を取得し、次に中国での就業を認められた「就労ビザ(Z ビザ)」を日本の中国大使館または総領事館で取得してから渡航しなければならない。中国に入国後、再度労働部門に出向いて「就業証」を取得し、最後に入管部門で「居留許可」を取得する運びとなる。要するに中国で就労する際は、労働部門の許可がなければ、中国へ渡航することも、居留することもできないのである。

2011 年 12 月に上海の某飲食店で同年 6 月から働いていたあるデンマーク人と店の間で労働争議が発生した。当人は上海市労働人事仲裁委員会に仲裁を申し立てたが、仲裁委員会では申し立てが受理されなかった。これは当人が就業証と居住事由欄に「就業」と記載された居留許可を取得しないまま、就労していたことが原因であった。要するに、中国で不法に就労する者に対し労働者としての権利を認める必要はないという判断が下されたのである。

外国人が正規手続により就業証を新規取得する場合は以下の点に注意を要する。

ポイント	説明
1、年齢制限: 男性は満 18 歳から 60 歳まで、女性 は満 18 歳から 55 歳までであること。	ただし、会社の法定代表者、直接投資者、代表処の代表はこの限りではない。 また、江蘇省蘇州市では、外国企業が派遣する高級管理職(副総経理以上)駐在員の場合、65 歳までは特別申請できる場合がある。
2、高等教育を受けた学齢と一定期間の就業経験が要求されること。	「外国人の中国における就業管理規定」では「外国人に従事させるのは特殊な仕事である必要があり、国内で当面適切な人選を欠き、且つ国の関連規定に違反しない仕事に限る。」とされている。 必要な就業経験は地域により異なるが上海市では関連する職業に 2 年以上就いていた経験が必要とされる。 学歴が大卒・院卒者以外について、より長期間の関連

	業務の職歴が必要とされる。また、江蘇省では一社につき申請できる人数を制限する傾向が強まっている。
3.就業許可証書の発行を正式に拒絶されてしまうと再チャレンジは難しいこと。	学歴等の問題に取得困難が予想される場合は、申請を出す前に経験豊富なコンサルティング会社等に相談する方がよい。
4、過去の犯罪記録がないこと。	この規定の運用方法は省・市により異なる。上海市は今のところ無犯罪証明の提出を要求していないが、江蘇省蘇州市では出身国(地域)の警察が発行した無犯罪証明を提出しなければならない。
5、有効なパスポートを所持していること。	残存有効期間半年以上が必須条件。1年間の就業証と居留許可を取得するために有効期間 1 年以上が望ましい。
6、「Z ビザ」で入国後、中国で居留許可を取得するまで出国できないこと。	「Zビザ」による入国は通常1回限りとされる。居留許可取得前に出国した場合は、もう一度同じ手続きをして「Zビザ」を取得する必要がある。
7、履歴書には、最終学歴及び全ての職歴を記入する必要があること。	職歴に空白期間が生じないように注意する。
8、上海市では、2013 年 5 月より、就業許可証書と就業証新規申請の時、インターネットによる予備審査を受け付けなくなったこと。	黄浦、徐汇、浦東、静安、長寧、嘉定等6つの区に所属する企業(登記地又は経営地)は、最寄の区の窓口にて直接申請。その他の区・県の企業は市の窓口で申請受理。

2013 年 2 月に上海の某コンサルティング会社が虚偽の労働契約を締結して、申請条件に合わない外国人のために居留許可を申請し、かつ費用を受け取ったことが発覚した。これに対し黄浦区法院は出入境証書商売罪で懲役 1 年(執行猶予 1 年)、罰金 1000 元の判決を下した。外国人の就業証や居留許可の新規・変更・継続等の申請時に、虚偽事項の記入、申請資料の偽造改ざんは決して行ってはならない。

2013 年 7 月 1 日から施行される新「中華人民共和国出境入境管理法」では、ビザや居留許可等出入境証書の取得手続における不正行為に対する罰則が強化される。申請時に虚偽事項を記載したり、外国人の不法就労や不法雇用を斡旋したりする行為に対し、従来よりも高額の罰金を科すだけでなく、拘留日数も長期化する。外国人本人も外国人を雇用する側も、これまで以上に法令遵守が求められるのである。

以上